

基勞補発0119第1号
平成24年1月19日

イオンリテール株式会社 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に伴う労災保険制度のポスターの掲示依頼について

日頃から、労災補償行政の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災については、岩手・宮城・福島県を中心に甚大な被害をもたらし、多くの労働者の方々も被災されました。

労災保険では、労働者の方が、工作中又は通勤中に、東日本大震災（地震又は津波）に遭遇し、ケガや死亡された場合には、必要な保険給付を行っております。

厚生労働省では、都道府県労働局・各労働基準監督署を通じて、労災保険制度に関する周知広報の取組を行うとともに、岩手・宮城・福島労働局においては、津波被害が大きい地域を中心に、労働局から、直接、各事業場に電話連絡等を行い、被災労働者がおられる場合には、労災請求を行うよう事業主から促してもらうよう、事業主に要請を行う取組等を進めております。

このように労災保険制度の周知に努めているところではありますが、更なる周知を図るため、多くの方が集まる貴社の各店舗において、労災保険周知用ポスターを掲示していただきたいと考えております。

つきましては、別添のポスターを各5枚、岩手・宮城・福島県内の21店舗に送付させていただきますので、各店舗内での掲示についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、当該ポスターは、出来る限り長く掲示していただけますよう、併せてお願いいたします。

(担当) 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

松本・沖田

TEL:03-5253-1111 (内線5559・5465)

(直通)03-3502-6751

FAX:03-3502-6488

基勞補発0119第1号
平成24年1月19日

各イオン店舗 店長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に伴う労災保険制度のポスターの掲示依頼について

日頃から、労災補償行政の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災については、岩手・宮城・福島県を中心に甚大な被害をもたらし、多くの労働者の方々も被災されました。

労災保険では、労働者の方が、工作中又は通勤中に、東日本大震災（地震又は津波）に遭遇し、ケガや死亡された場合には、必要な保険給付を行っております。

厚生労働省では、都道府県労働局・各労働基準監督署を通じて、労災保険制度に関する周知広報の取組を行うとともに、岩手・宮城・福島労働局においては、津波被害が大きい地域を中心に、労働局から、直接、各事業場に電話連絡等を行い、被災労働者がおられる場合には、労災請求を行うよう事業主から促してもらうよう、事業主に要請を行う取組等を進めております。

このように労災保険制度の周知に努めているところではありますが、更なる周知を図るため、多くの方が集まる貴店舗において、労災保険周知用ポスターを掲示していただきたいと考えています。

つきましては、別添のポスターを5枚送付させていただきますので、店舗内の目立つ場所に掲示していただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

また、当該ポスターは、出来る限り長く掲示していただきますよう、併せてお願いいたします。

(担当) 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

松本・沖田

TEL:03-5253-1111 (内線5559・5465)

(直通)03-3502-6751

FAX:03-3502-6488

基勞補発0119第1号
平成24年1月19日

株式会社 ファミリーマート
東北第1ディストリクト
統括部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に伴う労災保険制度のポスターの掲示依頼について

日頃から、労災補償行政の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災については、岩手・宮城・福島県を中心に甚大な被害をもたらし、多くの労働者の方々も被災されました。

労災保険では、労働者の方が、工作中又は通勤中に、東日本大震災（地震又は津波）に遭遇し、ケガや死亡された場合には、必要な保険給付を行っております。

厚生労働省では、都道府県労働局・各労働基準監督署を通じて、労災保険制度に関する周知広報の取組を行うとともに、岩手・宮城・福島労働局においては、津波被害が大きい地域を中心に、労働局から、直接、各事業場に電話連絡等を行い、被災労働者がおられる場合には、労災請求を行うよう事業主から促してもらうよう、事業主に要請を行う取組等を進めております。

このように労災保険制度の周知に努めているところではありますが、更なる周知を図るため、多くの方が集まる貴社の各店舗において、労災保険周知用ポスターを掲示していただきたいと考えております。

つきましては、別途、別添のポスターを送付させていただきますので、岩手・宮城県内の各店舗内に掲示していただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

また、当該ポスターは、出来る限り長く掲示していただけますよう、併せてお願いいたします。

(担当) 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

松本・沖田

TEL:03-5253-1111 (内線5559・5465)

(直通)03-3502-6751

FAX:03-3502-6488

基労補発0119第1号
平成24年1月19日

株式会社 ファミリーマート
東北第2ディストリクト
統括部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に伴う労災保険制度のポスターの掲示依頼について

日頃から、労災補償行政の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災については、岩手・宮城・福島県を中心に甚大な被害をもたらし、多くの労働者の方々も被災されました。

労災保険では、労働者の方が、工作中又は通勤中に、東日本大震災（地震又は津波）に遭遇し、ケガや死亡された場合には、必要な保険給付を行っております。

厚生労働省では、都道府県労働局・各労働基準監督署を通じて、労災保険制度に関する周知広報の取組を行うとともに、岩手・宮城・福島労働局においては、津波被害が大きい地域を中心に、労働局から、直接、各事業場に電話連絡等を行い、被災労働者がおられる場合には、労災請求を行うよう事業主から促してもらうよう、事業主に要請を行う取組等を進めております。

このように労災保険制度の周知に努めているところではありますが、更なる周知を図るため、多くの方が集まる貴社の各店舗において、労災保険周知用ポスターを掲示していただきたいと考えております。

つきましては、別途、別添のポスターを送付させていただきますので、福島・山形・新潟県内の各店舗内に掲示していただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

また、当該ポスターは、出来る限り長く掲示していただけますよう、併せてお願いいたします。

(担当) 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

松本・沖田

TEL:03-5253-1111 (内線5559・5465)

(直通)03-3502-6751

FAX:03-3502-6488

基労補発0119第1号
平成24年1月19日

株式会社 ローソン
東北ローソン支社
支社長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に伴う労災保険制度のポスターの掲示依頼について

日頃から、労災補償行政の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災については、岩手・宮城・福島県を中心に甚大な被害をもたらし、多くの労働者の方々も被災されました。

労災保険では、労働者の方が、工作中又は通勤中に、東日本大震災（地震又は津波）に遭遇し、ケガや死亡された場合には、必要な保険給付を行っております。

厚生労働省では、都道府県労働局・各労働基準監督署を通じて、労災保険制度に関する周知広報の取組を行うとともに、岩手・宮城・福島労働局においては、津波被害が大きい地域を中心に、労働局から、直接、各事業場に電話連絡等を行い、被災労働者がおられる場合には、労災請求を行うよう事業主から促してもらうよう、事業主に要請を行う取組等を進めております。

このように労災保険制度の周知に努めているところではありますが、更なる周知を図るため、多くの方が集まる貴社の各店舗において、労災保険周知用ポスターを掲示していただきたいと考えております。

つきましては、別途、別添のポスター（B3版2つ折り）を送付させていただきますので、岩手・宮城・福島県内の各店舗内に掲示していただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

また、当該ポスターは、出来る限り長く掲示していただけますよう、併せてお願いいたします。

（担 当） 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

松本・沖田

TEL:03-5253-1111（内線5559・5465）

（直通）03-3502-6751

FAX:03-3502-6488